

## 江戸川区総合文化センター「サポーターズ・クラブ」規約

### 第1条（目的）

江戸川区総合文化センター指定管理者サントリーパブリシティサービスグループ（以下「指定管理者」という。）は、江戸川区総合文化センターで開催される芸術文化事業の鑑賞機会の提供と、区民文化の発展に寄与することを目的に、江戸川区総合文化センター サポーターズ・クラブ（以下、「サポーターズ」という。）を設立します。

### 第2条（会員）

会員は、第1条の目的に賛同し、本規約を承認のうえ、入会申込書を提出し、指定管理者が入会を承認した方とします。

### 第3条（入会金、年会費）

会員の入会金および年会費は無料とします。

### 第4条（会員番号）

指定管理者は、会員に会員番号を通知します。会員は、会員番号を含む会員の権利を第三者に譲渡等できないものとします。

### 第5条（会員番号の失念等）

会員は、会員番号を失念した場合には、ただちに事務局にその旨を届けるものとします。この場合において、指定管理者は、該当会員番号を失効させるとともに、新たな会員番号を通知するものとします。

### 第6条（会員サービス）

会員は、指定管理者が別途定めるサポーターズを対象とした各種サービスを所定の方法により利用することができます。なお、サービス内容は、予告なく変更されることがあります。

### 第7条（届出事項の変更）

1. 会員が事務局に届け出た氏名、住所、電話番号等に変更が生じた場合には、事務局にこれを届け出るものとします。
2. 会員は、前項の届出をしないことにより、郵便物等の延着または未着となっても、異議を述べることができないものとします。

### 第8条（退会）

会員は、サポーターズを退会しようとするときは、事務局に退会届を提出するものとします。

### 第9条（事務取り扱い）

サポーターズの運営に関する事務の取り扱いは、指定管理者が行うものとします。

### 第10条（規約の改正）

1. 本規約は、予告なく、指定管理者が変更できるものとします。この場合、指定管理者は、別途定める方法にて会員に通知するものとします。
2. この規約に定めのない事項について、必要があるときは、指定管理者が別途定めるものとします。

### 第11条（個人情報の取り扱い）

会員が、会員登録に際し届け出た個人情報については、会員サービスの提供、公演情報のお知らせなど、サポーターズの運営目的にのみ使用いたします。

### 第12条（指定管理者の変更）

江戸川区により指定管理者が変更された場合、本規約は、会員と新たな指定管理者との規約となることを会員はあらかじめ承諾するものとします。また、会員は、登録された個人情報が新たな指定管理者に継承されることをあらかじめ承諾するものとします。

### 付則

この規約は、平成25年4月1日から施行します。